平成２５年（フ）第３２５号
堺市西区家原寺町２丁６番３－３号、前住所大阪府守口市八雲西町２丁目14番15号
破産者　わかさやこと　川瀬　　清
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３６５号
兵庫県西宮市久保町10番26―1113号
破産者　白柳　末男
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３７４号
堺市東区西野75番地20
破産者　黒木惠美子
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３９８号
大阪府羽曳野市島泉５丁目８番５号
破産者　スエヒロ商工こと　内本　常夫
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４６１号
兵庫県加古郡播磨町東本荘１丁目７番６号、事業所所在地兵庫県加古川市平岡町新在家992番地の４
破産者　松前測量登記事務所こと　松前　直也
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１３８号
奈良市芝辻町３丁目１番22号　ハイツ篠原３号、前住所奈良市西木辻町94番地の１　奈良日光ハイツ808号
破産者　ビーチャン・秀・萬々亭、江本秀夫こと　李　　熙哲
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２３５号
北九州市門司区社ノ木２丁目１番12―901号
破産者　村田　哲夫
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５０号
鹿児島県奄美市名瀬小俣町25番１―11号
破産者　中　多喜郎
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第１２号
宮城県気仙沼市四反田102番地10
破産者　日野　久美
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第１４５号
茨城県那珂市菅谷4475番地
破産者　佐久間清吉
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１４６号
茨城県那珂市菅谷4475番地
破産者　佐久間初枝
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４６５号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字内池132番地Ａ―203、開始決定時の住所愛知県岡崎市欠町字栗宿５番地41　クレオール東公園606
破産者　安藤　哲也
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４９９号
愛知県豊田市東山町２丁目1051番地２　県営４―203号
破産者　大光寺正樹
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５００号
愛知県知多郡南知多町大字片名字浜山１番地の42　チッタナポリＡ棟1906号、開始決定時の住所愛知県碧南市棚尾本町４丁目17番地
破産者　三島　且成
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
愛知県豊田市保見町南山109番地１　特別養護老人ホーム保見の里、住民票上の住所愛知県豊田市今町２丁目46番地１　ハイツマスヤ103号
破産者　中林　好夫
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
愛知県岡崎市石神町５番地５
破産者　ＬＯＶＥ　ＹＯＵ　ＬＩＶＥことＢｒｕｎｓ　Ｗｉｃｋこと　眞田　史朗
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３４号
愛知県岡崎市石神町５番地５
破産者　眞田　美保
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２０５号
愛知県豊田市千足町６丁目28番地１　リバーサイド山五311号、旧住所愛知県豊田市小川町３丁目41番地５
破産者　大平喜比古
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係